

玄海町使用済核燃料税の新設（更新）について

1. 玄海町使用済核燃料税新設（更新）の理由

[玄海町協議書抜粋]

平成29年度から令和3年度まで法定外目的税として使用済核燃料税を課税しており、安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用に充てられ、住民の安全対策や地域振興に大きく寄与しています。

一方で、福島第一原子力発電所の事故以降、住民の不安は原子力発電所だけではなく、原子力発電所で保管している使用済核燃料にも及びますが、核燃料サイクルは未だ確立されておらず、原子力事業者は当分の間、使用済燃料をサイト内に保管せざるを得ない状況であることから、なお一層の安全対策が求められます。また、原子力発電所から30Km圏内の避難道路の整備や近隣市町や隣接県における総合避難計画の調整等、今後においても原子力発電所立地自治体として引き続き住民の安全対策に取り組んでいく必要があります。

そのため、原子力発電所立地自治体としての判断や原子力事業者へ指摘等を行うため、原子力に関する専門的な知識等を有する原子力アドバイザーを導入し、また、原子力災害等の対応強化のため防災専門官を配置しました。さらに、原子力災害等あらゆる災害に対応するため防災施設整備を予定しています。

以上のことから、原子力発電所所在に伴う財政需要が増加する見込みであり特定納税義務者と協議した結果、合意に至りましたので課税期間を今後5年間延長するとともに、税率を500円から550円に引き上げるものです。

2. 玄海町使用済核燃料税の概要

課税団体	玄海町
税目名	使用済核燃料税（法定外目的税）
課税客体	使用済核燃料の貯蔵
税収の用途	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用
課税標準	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 （使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。）
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1キログラムにつき550円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）483百万円 （平年度）498百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	令和4年度から令和8年度までの5年間

3. 同意要件との関係

使用済核燃料税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

使用済核燃料に対する税は、佐賀県が核燃料税のうち「使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」を課税標準として核燃料物質重量割を課しており、同税とは一部の課税標準を同じくしている。

② 住民の負担

特定納税義務者である九州電力(株)は、2020年度の年間売上高(連結)2兆1,317億円、経常利益(同)556億円の企業である。

本税による負担は約5億円(佐賀県核燃料税による負担は約37億円(うち核燃料物質重量割は約4億円))であり、仮に電気料金に転嫁された場合の影響額は、玄海町の試算によると、1世帯につき1.8円/月程度と見込まれ、今回の更新によって、住民の負担が著しく過重となるとは言えないのではないかと。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

<参考> 玄海町使用済核燃料税、佐賀県核燃料税との比較

	玄海町使用済核燃料税	佐賀県核燃料税
納税義務者	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉の設置者
課税標準	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量(使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。)	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力 ③核燃料物質重量割：使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量※貯蔵期間が5年超のもの
税率	1キログラムにつき550円(現行：500円)	①価額割：100分の8.5 ②出力割：48,000円/千kW/課税期間(3か月) ※廃止措置計画の認可日の翌月以降 23,000円/千kW/課税期間(3か月) ③核燃料物質重量割：500円/kg

- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

使用済核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

- (3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。使用済核燃料税は、玄海町における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものであると言えるのではないかと。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないものと考えられる。